

(この規程の目的)

第1条 この規程は、名古屋鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として、当社線を利用する旅客（以下「旅客」といいます。）の運送等について定めることを目的とします。旅客は、この規程に同意したものとします。

2 前項に定める識別番号（以下「ID」といいます。）には次の2種類があります。

- (1) クレジットカード会員番号およびこれに関連する情報
- (2) 2次元バーコードの識別番号およびこれに関連する情報

(用語の定義)

第2条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の運営する鉄道・軌道をいい、「他社線」とは、当社以外が運営する鉄道・軌道をいいます。
- (2) 「営業規則」とは、旅客営業規則をいいます。
- (3) 「媒体」とは、クレジットカードまたはインターネットに対応したスマートフォン等をいいます。
- (4) 「サーバ管理型乗車券」とは、サーバ上に電子式証票として管理するためのIDが記録された媒体と入出場情報を組み合わせたものをいいます。
- (5) 「後払い式サーバ管理型乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、クレジットカード会員番号等のIDが記録されたもので、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回の乗車に利用できる媒体と入出場情報を組み合わせたものをいいます。
- (6) 「2次元バーコード乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードのIDが表示できる媒体と入出場情報を組み合わせたものをいいます。
- (7) 「対応機器」とは、サーバ管理型乗車券に対応した窓口端末および自動改札機等をいいます。
- (8) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券のID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいいます。
- (9) 「係員」とは、当社線において鉄道・軌道の運行に従事する者（乗務員、駅係員を含みますが、これに限りません。）をいいます。

(適用範囲)

第3条 サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによります。

2 この規程が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによります。

3 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

- (1) 営業規則および旅客営業取扱細則
- (2) その他当社が定める規則等

(契約の成立時期および適用規定)

第4条 後払い式サーバ管理型乗車券による旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応機器による改札を受けたときに成立します。また、2次元バーコード乗車券は、乗車券を購入する際、利用者自らが情報端末で操作を行い、システムがその購入情報等を利用者へ返信したときに成立します。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規則等の変更)

第5条 この規程およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第7条 サーバ管理型乗車券の取扱区間は以下の各駅相互間とします。

名鉄名古屋駅、金山駅、中部国際空港駅

2 前項に定める駅であっても、対応機器を設置しない改札口では取扱いません。

(使用方法)

第8条 サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的で対応機器による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応機器による改札を受けて出場しなければなりません。

2 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

(使用の制限)

第9条 1回の乗車につき、2以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできません。

3 サーバ管理型乗車券の破損、対応機器の故障または停電等により対応機器によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、旅客は係員に申し出て、サーバ管理型乗車券に所定の処理をするものとします。

4 サーバ管理型乗車券は、乗車以外の目的で使用することはできません。

5 サーバ管理型乗車券は、他の乗車券と併用して使用することはできません。

6 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできません。

7 当社線での利用を制限されたサーバ管理型乗車券は、使用することはできません。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場できません。

8 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

(制限または停止)

第10条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときはサーバ管理型乗車券について、以下の各号に掲げる制限または停止をすることがあります。

(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法もしくは乗車する列車等の制限

(2) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限または停止

2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責を負いません。なお、第1項の場合のサーバ管理型乗車券について、払いもどしおよびその他の取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(紛失)

第11条 入場後、サーバ管理型乗車券を紛失した場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を収受します。

2 入場の前後を問わず、旅客のサーバ管理型乗車券の紛失に対し、当社はその責を負いません。また、紛失したサーバ管理型乗車券は再発行されません。

(係員による本人確認)

第12条 係員は、旅客に対し本人確認をする場合があります、旅客はこれを承諾するものします。

(効力)

第13条 第8条の規定により使用するサーバ管理型乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。

(2) 入場後は当日に限り有効とします。

(運賃)

第14条 後払い式サーバ管理型乗車券に適用される運賃は、大人普通旅客運賃に限ります。

(無効となる場合)

第15条 サーバ管理型乗車券は、次の各号の一に該当する場合は無効とします。

(1) 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用したとき

(2) 係員の承諾を得ないで対応機器による改札を受けずに乗車したとき

(3) その使用方法に基づかず使用したとき

(4) 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用したとき

(5) その他不正乗車の手段として使用したとき

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第16条 前条第1項の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する大人普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場

合は、営業規則第 145 条の規定を準用して計算します。

3 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第 17 条 旅客は、サーバ管理型乗車券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2 旅客はサーバ管理型乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第 18 条 旅客が対応機器による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合の取扱いは、別に定めるところによります。